

青森公立大学グループ連絡会議要綱

平成21年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、グループ連絡会議の設置、役割、構成及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 青森公立大学にグループ連絡会議を置く。

(役割)

第3条 グループ連絡会議は、学部長の求めに応じ、教育課程の運営、授業の実施及び改善等に関する事項について審議し、提案するものとする。

2 前項の規定によるもののほか、グループ連絡会議は、必要に応じ、同項に規定する事項について審議し、学部長に提案するものとする。

(構成)

第4条 グループ連絡会議は、科目に応じた次に掲げるグループごとに置き、当該科目を担当する教員をもって組織する。

- (1) 語学担当
- (2) コミュニケーションスタディーズ担当
- (3) コンピュータ科目担当
- (4) 経営科目担当
- (5) 経済科目担当
- (6) 地域みらい科目担当
- (7) 教養科目担当

(グループ連絡会議幹事)

第5条 グループ連絡会議に、幹事を1名置く。

2 幹事は、グループ連絡会議を招集し、議事を進行する。

(幹事の選出)

第6条 グループ連絡会議は、互選により幹事を選出する。

2 幹事の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。